

極上の会津プロジェクト協議会 エリア周遊二次交通商品化助成金交付要綱

第1条 趣旨

この要綱は、会津地域の各エリア内の観光素材を周遊する二次交通商品の新規造成により、会津地域の周遊性・利便性向上と地域外からの観光誘客を図ることを目的に、該当する商品を造成・実施した事業者に対し交付する、極上の会津プロジェクト協議会エリア周遊二次交通商品化助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 助成対象者

助成対象者は、会津地域に所在し、二次交通商品を造成・販売できる企業・団体等とする。

第3条 助成要件

以下の要件をすべて満たす二次交通商品について助成対象とする。

- (1) 会津地域、またはエリア（極上の会津プロジェクト協議会で定める東・西・南・北・中央の5エリア）内を周遊するコースを設定した、新規の二次交通商品（鉄道、バス、タクシー、レンタカー、レンタサイクル）であること。
- (2) 会津地域、またはエリア内の観光施設等に複数箇所立ち寄る商品であること。
- (3) エリアリーダーとの事前協議に基づいた推薦があること。

第4条 助成期間

助成期間は単年度限りとし、平成31年2月28日までを事業の終期とする。

ただし、継続した助成により事業効果の向上に繋がると認められる場合には、3年を限度として助成することができる。

第5条 助成額

助成額は、エリア周遊二次交通商品の造成・催行にかかる経費を対象とし、各エリアに配分している予算額を上限に交付するものとする。ただし、複数のエリアを周遊する商品を造成する場合には、連携するエリア間の予算を合算することができる。

第6条 交付申請

助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ助成金交付申請書（第1号様式）を極上の会津プロジェクト協議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

第7条 交付決定

会長は、前条の交付申請書の審査を行い、助成対象者を決定し、通知するものとする。

第8条 変更等の承認

前条の規定により助成金の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く）、または中止・廃止しようとする場合、助成金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を会長に提出し、承認を得なければならない。

第9条 事業報告等

助成事業者は、事業が完了したときは、助成金実績報告書（第3号様式）、及び助成金交付請求書（第4号様式）を、会長に提出しなければならない。提出は、事業完了から30日以内、または平成31年2月28日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

第10条 助成金の支払

会長は、前条の実績報告書、及び交付請求書の審査を行い、適当と認めた場合は、速やかに助成金を支払うものとする。

第11条 交付決定の取消等

助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部または一部を取消すものとする。この場合、助成事業者は、当該取消に係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

第12条 会計帳簿等の整理等

助成事業者は、事業費の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整理し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月25日から施行する。